

GPA(Grade Point Average)制度に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は辻調理師専門学校(以下、「本校」という。)における履修科目の成績評価指標となる Grade Point Average(以下、「GPA」という。)に関して、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 GPA とは、各教科科目の成績評価に対応して、4~0の Grade Point(以下「GP」という)を付与して算出する 1 授業時間当たりの GP 平均値をいう。

(評価)

第 3 条 本校における成績評価及び GP は、下表のとおりとする。
尚、成績評価については、辻調理師専門学校学則施行細則の第 9 条の学業評価にて定めるとおりとする。

成績評価と GP の対応表

成績評価	点数	合否	GP
秀	90 点以上、100 点	合格	4
優	80 点以上、90 点未満	合格	3
良	70 点以上、80 点未満	合格	2
可	60 点以上、70 点未満	合格	1
不可	60 点未満(非受検含む)	不合格	0

(GPA と算出方法)

第 4 条 GPA は、各科目の成績評価に係る GP に各科目の時間数を乗じて得た数値の総和を履修した授業科目の総時間数で除して得た計算値をいう。計算値は、小数点以下第 3 位を(切り捨てて)第 2 位までを表記する。

2 本校における GPA の算出は、学年末の総合評価に対して行う。計算式は下記のとおりとする。

GPA の計算式

$$\frac{\text{(当該学年に評価を受けた履修科目の GP} \times \text{授業時間数)の合計(総和)}}{\text{当該学年に評価を受けた履修科目の授業時間数の合計(総和)}}$$

- 3 複数年次の累積を求める場合には、上記の計算式を複数年に跨る全授業に対して算出することとする。

(GPA 対象科目)

第 5 条 GPA の対象科目は本校の学則第 8 条に定める教科科目とし、年度末の成績確定日をもって算出する。履修登録をした科目であっても、所定の手続きを得てその取り消しを行った場合には、GPA の対象科目としない。

(GPA の通知)

第 6 条 GPA の学生または保証人への通知は、各学年末に行う。成績証明書には記載しない。

(GPA の取り扱い)

第 7 条 本校において、GPA に関わる評価及び管理は成績管理者において行い、厳正なる管理のもと、運営、各学科、教育、研究に関わる担当者との共有を行うことで教育内容等の改善に用いるものとする。

附則

- 1 この規程は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、令和 5 年 2 月 1 日において在籍している者についても、当該年度の成績評価より適用する。